

### (3) 保護者・家族

#### 特色

- 子どもの行動に大きな影響を与える。子どもの安全と将来のため交通安全教育を実施することが求められている。
- 自転車の安全利用に必要な「技能」「知識」「行動・態度」に関して、日常生活の中で繰り返し教えることができ、子どもの年齢・成長に応じて交通安全教室等に参加させることができる。
- 高齢者の自転車の安全な利用を促すために、継続的に注意喚起することができる。

#### 教育を行うときのポイント

- ・交通安全教育は保護者・家族が正しい交通ルール等を理解していることが前提となります。保護者・家族が子どもと一緒に交通ルールを学び、保護者が子どもと一緒に自転車を運転するときには、ルールを守って模範的な運転を行い、子どもに正しい交通方法を見せることが大切です。

#### 主な教育の対象

未就学児～高校生、高齢者

※ p.14 「未就学児」、p.20 「小学生（1～3年生）」、p.27 「小学生（4～6年生）」、p.37 「中学生」、p.46 「高校生」、p.64 「高齢者」 参照

#### 「技能」の教育内容・教育方法の例

教育内容	バランス能力の向上、ブレーキのかけ方
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"><li>・自転車に乗る練習ができる公園等における幼児用のキックバイク等を活用した段階的なバランス能力の習得、保護者の補助による自転車の乗り方の練習</li><li>・進んでは止まるの反復練習（参照：p.19 「column 2 ペダルなし二輪遊具（いわゆるキックバイク）」、p.21 「<span style="color: green;">5</span> 「正しいブレーキのかけ方」とは？」）</li><li>・自治体や事業者が開催する交通安全教室への参加</li></ul>
教育内容	公道における交通ルール等（安全確認や、交通におけるコミュニケーションを含む。）に則った運転の実践
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"><li>・子どもが自転車を利用して公道を走行するときに、同伴する保護者が交通ルールを遵守した模範的な行動を実践</li></ul>
教育内容	加齢に伴う運転技能の変化の理解
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"><li>・低速でのバランスの保持や、緩やかな上り坂での発進等を通じた筋力や平衡感覚の衰えといった身体機能の変化の確認（参照：p.68 「<span style="color: green;">23</span> 運転技能の確認」）</li></ul>

### 【事例】親子参加型の交通安全教室への参加

ブリヂストンサイクル株式会社では、こどもが自転車の乗り方を練習するときのサポート方法や自転車の交通ルールをこどもと共に保護者に学んでもらうため、親子参加型の自転車の乗り方教室を開催しています。



### 【事例】高齢者に対する交通安全教室

一般社団法人市民自転車学校プロジェクトでは、高齢者を対象に、バランス感覚や後方の安全確認の動作がスムーズに行えるか等を確認し、安全な運転に必要な行動をとることができているかを自ら確認する機会を提供することを目的とした交通安全教室を開催しています。



## 「知識」の教育内容・教育方法の例

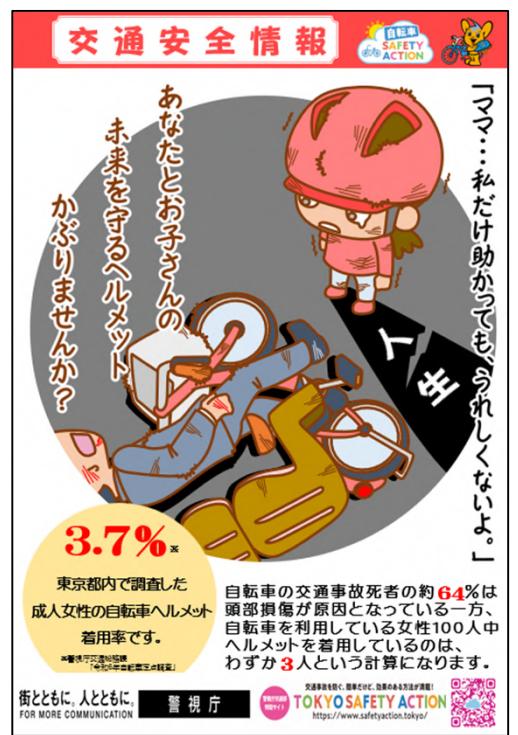
教育内容	各ライフステージで習得するべき知識
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"><li>・こどもを幼児同乗用自転車に同乗させたり、保護者と同伴走行したりするときに、保護者がこどもと一緒に交通ルールを学習</li><li>・子どもの関心を引く教材を用いた教育</li><li>・ヘルメットの正しい着用とその効果・必要性の説明、ヘルメット着用の促進（参照：p.24 「<span style="color: green;">8</span> 正しいヘルメットの着用の仕方」、p.32 「<span style="color: green;">14</span> ヘルメット着用が必要なのはなぜ？」）</li></ul>

### 教育を行うときのポイント

- ・子どもの成長に合わせた教育が大切です。これまでの習得状況等を踏まえて、必要に応じて各ライフステージよりも前段階の教育内容を選択して、交通安全の基礎を身に付けましょう。
- ・保護者や家族が一緒に参加・実践しながら運転技能を習得しているかを確認し、御家族で自転車の安全な利用について話し合いましょう。
- ・高齢者の自転車死亡事故（H27～R6）のうち、単独事故では、路外逸脱（道路の外に自転車が飛び出してしまうこと）と転倒が約9割を占めています。加齢によって運転技能が低下すると、命に関わる重大交通事故につながる可能性があることを理解し、御家族で自転車の安全な利用について話し合うことも重要です。（参照：p.65 「高齢者の事故類型別自転車死亡事故件数」）

## 教育を行うときのポイント

- ・ こどもを乗せて車を運転するときには、車のドライバーの視点では、自転車がどのように見えているのか、自転車のどのような運転が危険であるかなど、具体的に危険を伝えましょう。（参照：p.35 「**16** 運転席からの死角に注意」）
- ・ こどもは大人のまねをする特性があります（参照：p.15 「幼児の特性」）。ヘルメットの効果・必要性について、こどもが納得して理解できるよう、保護者がヘルメットを着用し、こどもにお手本を示しましょう。



## 「行動・態度」の教育内容・教育方法の例

教育内容	交差点等における「止まる」「見る」「確かめる」の習得・徹底
教育方法 (例)	・ 日常的に道路を走行するときに、交差点等において「止まる」「見る」「確かめる」を繰り返し実践（こどもに対して模範を示す、声掛けを行う） (参照：p.17 「 <b>2</b> 「止まる」場所、「見る」方向、「確かめる」対象」)
教育内容	他の人がいることの認識及び他の人を思いやる気持ちの醸成
教育方法 (例)	・ 歩行者として歩道や車道を通行するときにも、道路には他の人や自動車が存在することを教える ・ 日常生活や技能に関する教育機会を通じて、ほかの人や物、自動車とぶつからないためにどのように行動すべきか話し合う
教育内容	歩行者保護の重要性の理解と実践
教育方法 (例)	・ 自転車で走行中に歩行者とぶつかった場合には、歩行者がけがをするおそれがあることを教える ・ 知識に関する教育機会を通じて、歩行者と自転車の優先関係やどのような配慮が必要か話し合う
教育内容	身の周りの危険箇所の把握
教育方法 (例)	・ 地域の危険箇所とその場所で想定される危険について具体的に教える ・ 危険を避けるためには、どのように行動（回避行動）するべきか話し合う（参照：p.16 「 <b>1</b> 「徐行すべき場所」とは？」、p.17 「 <b>2</b> 「止まる」場所、「見る」方向、「確かめる」対象」、p.19 「 <b>4</b> 「出会い頭事故」が発生する場所」）

教育内容	歩行者や車両といった他の交通主体の動きの予測
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>交差点や道路を横断するときには、自動車の運転者から見落とされている可能性があること、見落としによる巻き込み事故に遭う可能性があることを教え、自動車の通過を待ってから進行するなど、事故防止のための具体的な行動について教える (参照：p.16 「<b>1</b> 「徐行すべき場所」とは？」、p.18 「<b>3</b> 「交差点」ってどんな場所？」、p.19 「<b>4</b> 「出会い頭事故」が発生する場所」、p.24 「<b>6</b> 歩道の通行方法」)</li> </ul>

### 教育を行うときのポイント

- 交通安全教育では、「自分自身を守ること」と「他者の安全に配慮すること」を両立させることが重要です。これらの意識を醸成するためには日常生活の中で教育することが大切です。
- 高齢者の路外逸脱や転倒による事故は、自転車のほか、高齢者が利用する電動車いすでも発生しています。側溝や小さな段差に脱輪したときには、電動車いすであってもバランスを崩して転倒する可能性があります。自宅周辺のガードレールのない用水路等の危険箇所について、御家族で話し合うことが大切です。

### Column9

#### 楽しみながら交通ルールを学ぶことができる教材

未就学児や小学生に対して、自転車の安全利用に必要な「技能」「知識」「行動・態度」を教えるときは、楽しみながら学ぶことができる教材を用いることが効果的です。

各ライフステージに合った教材については、p.122 「7 教材紹介」で紹介している警察庁の「自転車ポータルサイト」に掲載していますので、活用しましょう。



#### 【教材例】

トヨタ・モビリティ基金とブリヂストンサイクル株式会社が制作・提供するこどもが楽しみながら交通ルールを学ぶことができるアプリ

### Column10

#### 自転車の交通安全教育実施事業者公表制度

家庭での自転車の交通安全教育に加えて、まとまった時間が確保できる場合には、専門的な知見を有する事業者・団体等が開催する交通安全教室に参加して、家庭では受けのことのできない、自転車の交通安全教育を受けることが効果的です。

都道府県警察では、自転車の交通安全教育を行う事業者・団体等であって、このガイドラインに即した教育を行っているなど一定の基準を満たすものを「自転車の交通安全教育実施事業者」として公表しています。公表事業者は、都道府県警察ホームページや警察庁が運営する「自転車ポータルサイト」に掲載されています。（参照：p.123 「8 自転車の交通安全教育実施事業者公表制度」）<自転車ポータルサイト (<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/portal/index.html>) >

